

1. 試験時間

課題1 チェーンソーの組み立て作業

標準時間 4分

5 にかん すぎょうしゅうりょうご ちょうせいし じ 打切り時間 5 分(作業終了後に調整指示があった場合の調整打ち切り時間 3 分)

課題2 チェーンソーの暖機運転

打切り時間 7分

課題3 チェーンソーによる丸太輪切り作成

標準時間 4分 打切り時間 5分

2. 試験中の注意事項

- (1) 共通事項
 - ●作業用具及び保護具等は、「5. 保護具等・作業用具一覧」のとおり必要なものを受検者が用意する。
 - ●受検者は試験にとりかかる前に、保護具等・作業用具の確認を受ける。 基準を満たしていない 保護具等及び作業用具がある場合は、試験会場に用意されたものを使用することができる。
 - ●作業用具及び保護具等の貸し借りができる。
 - ●作業は、試験問題に定めるもののほかは厚生労働省の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日基発1207第3号)によるものとする。なお、これらに反する行為をした場合は失格または減点の対象となる場合がある。
 - ●エンジンを始動させるときは、チェーンブレーキをかけていなければならない。
 - ●チェーンブレーキの作動、解除はチェーンソーを両手で保持した状態で行う。ただし、ガイドバーが試験木の内側にあるときは右手でブレーキをかけても可とする。また、地面に置いての右手解除は可とする。
 - ●エンジンがかかった状態で、チェーンブレーキをかけずに移動してはいけない(移動とは二歩 以上歩くことを示し、体勢の変更は含まない)。ただし、ガイドバーが試験术の内側にあるとき は除く。
 - ●エンジンがかかった状態でソーチェーンに触れてはいけない。
 - ●チェーンソーを持ち運ぶ際はガイドバーを組付けた状態で、ソーチェーンを検を装置うようにカバーを取り付けておくこと(試験開始時にはカバーを取り付けてから検定委員に終了の合図を行うこと)。
 - ●試験中、携帯電話等外部との連絡を取ることが出来る通信機器の使用は禁止する。
- (2) 課題 1 チェーンソーの組み立て作業
 - ①受検者は、作業エリアに入ったら手及び手首の怪我の有無について確認を受ける。
 - ②検定委員の「開始」の合図で、チェーンソー本体とソーチェーン、ガイドバーをばらした状態で

セデュラビレヒュラ 作業台上にあるチェーンソーを組み立てる(作業中は、素手又は軍手を使用も認める。)。

- ③作業が終了したら手をあげて検定委員に知らせること。
- ④検定委員の確認後、組み立て状態にできょうとされる節所が見つかった場合は、適正な状態に調整をすること(3分を経過しても作業が終ってしなかった場合は失格となる。)。

(3) 課題 2 チェーンソーの暖機運転

- ①検定委員の「開始」の合図で作業を開始する。
- ②受検者は、チェーンソーのエンジンをかけ、アイドリングを行った後、ソーチェーンを回し、チェーンオイルを出させる。
- ③作業が終了したら手をあげて検定委員に知らせること。
- ④検定委員の確認後、チェーンソーの状態に不適当とされる箇所が見つかった場合は、適正な状態に 調整をすること。

(4) 課題 3 丸太輪切り作成作業

- ①試験開始前の資材確認で、支給された材料に異常が見つかった場合は、検定委員に申し出ること。
- ②試験開始後は原則として、支給材料の再支給はしない。 (支給材料内部に節があることが分かった場合でも、支給材料の再支給はしない。)
- ③開始位置に立ち、作業を行う準備が整ったら、検定委員に準備が整ったことを知らせること。 (開始位置の左右は受検者の任意で選択可能)
- ④ 作業が終了したら開始位置に戻り、チェーンソーのエンジンを切った後、手をあげて検定委員に 知らせること。

3. 課題内容・仕様

- 課題1 チェーンソーの組み立て作業 作業に使用するチェーンソー本体と、ソーチェーン及びガイドバーの組み立てを行う。
- 課題2 チェーンソーの機機運転 作業に使用するチェーンソーの暖機運転を行う。
- 課題3 丸太輪切り作成作業

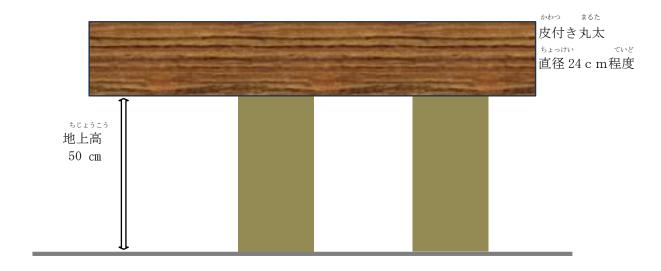
チェーンソーを使用して、丸太上部から切り下げて、厚さ5 cm程度の輪切りを1枚作成する。その際に、切り直しは行わないこと。

4. 支給材料および設置方法

(1) 支給資材



(2) 設置方法



5. 保護具等・作業用具一覧

(1)受検者が持参するもの

ア保護具等

しよう きかく とう
仕様・規格等
飛来・落下(昭和50年労働省告示第66号)適合品で、変色
きがいなんであた。 等経年変化していないもの※
亀裂等 の損傷がなく、顎紐が付いているもの
保護網 (バイザー) : 網が破れていないもの
保護めがね:亀裂等の損傷がないもの
着 製等の損傷がないもの
神締りが良い長袖の上着
防振及び防寒に役立つ厚手の手袋を使用すること。なお、
一般的に林業用とされているものであればずとするが、破
れいいるもの及び軍手の使用は認めな
い(ただし、チェーンソーの組立作業に限り軍手の使用を
認める)。
JIST8125-2 2022class1以上
^{また} 又は
ISO、EN、ASTM、AS/NZS規格class1以上の表示がある防護ズ
^{**た} ボン又はチャップス
生地の外見に切れ、裂け、穴の損傷がないもの
きじ そんしょう ほしゅう あと 生地の損傷を補修した跡がないもの
※ただし、防護材料を覆う部分以外(ポケットや臀部等)
でんしょうまた ほしゅう のぞ の 損傷又は補修は除く。
まかくおよ JIST8125-3、ISO、EN、ASTM規格及び AS/NZS規格class1
いじょう ひょうじ あんぜんぐっ 以上の表示がある安全靴
また 又は
JIST8101 の表示のある金属製先しん付きの安全靴と
JIST8105class1以上の表示のある脚絆の併用
じかたびがた はきもの じゅけん ※地下足袋型の履物では受検できない
THE PLANT OF THE PROPERTY OF T
・
まじてそんしょう ほしゅう まと 生地の損傷を補修した跡がないもの
**ただし、金属製先しん付き安全靴の先しん部分の傷は除
ろうどうしょう こくじ ごう てきごう かたしき にんてい う しょう

イ 作業用具

品名	仕様・規格等
ロングハンドルチェーンソー※	・フロントハンドガード (ブレーキバー) に亀裂等の損傷
(エンジン式)	がなく、正しく作動すること

73 / どうわ h	きわつ とう そんしょう ただ
※電動及びトップハンドルチェーンソー	・スロットルロックアウトに亀裂等の損傷がなく、正し
は不可	く作動すること
	・チェーンキャッチャーに欠けや元の形が変わるような
	歪みや損傷のないこと
	・リアハンドガードに亀裂等の損傷がないこと
	・クラッチカバーに亀裂等の損傷がないこと
	・安全に支障をきたす異常がないこと
ガイドバー	・安全に支障をきたす異常がないこと
ソーチェーン	・上刃の長い方が3㎜以下の長さになっている刃がひと
	つもないこと
^{*た} コンビネーションレンチ又はプラグレン	_
チ	
ガイドバーカバー	・ソーチェーンが露出するような損傷がないこと

^{**} $40 \text{ cc以上のチェーンソーはチェーンソーの規格 (昭和52年9月29日 労働省 告示第85号) に適合したもの$

(2) 試験場に準備されているもの

品名	寸法又は規格	*************************************	備考
チェーンソー組立作業	長さ 180 cm×幅75 cm×	試験エリア内1台	
台	^{たか} 高さ 80 cm		
丸太輪切り用土台	高さ 50 cm	試験エリア内1台	

6 失格要件

- (1) 保護真等に係る失格要件 なし
- (2) 作業用具 (チェーンソー) に係る失格要件 なし

(3) 作業中、作業後の失格要件

(0) 11:	来中、IF未後の大佾女仔
課題 1	打切り時間(5分)を経過しても作業が終了しない場合
	チェーンソーの組み立て作業終了後、調整が必要なケースで、3分を経過しても作業が 終了していない場合
	怪我があった場合(治療の要不要は問わない)
	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合
2.391	「
課題 2	た場合
	※ 保護具等のうち、防護衣・履物の損傷とは、内部の保護繊維の状態に関わらず、
	表面生地に大きさは問わず新たな穴が開くような傷ができている状態を示す
	打切り時間(7分)を経過しても作業が終了しない場合
課題 3	怪我があった場合(治療の要不要は問わない)
	チェーンソーを落とし掛けで始動した場合
	「「「「」」」
	下来の 「
	た場合 「
	まった。 まま と まま ま
	輪切りが完成しなかった場合(ガイドバーを捻ることで切り残し部分を折り、輪切りを完
	成させた場合も該当する)
	対切り時間 (5分) を経過しても作業が終了しない場合

かだい かだい きょうつう じょうきいがい けんていいじん きけん はんだん ばあい しけん ちゅうし しっかく 課題 1 から課題 3 共 通:上記以外で、検定委員が危険と判断した場合、試験を中止し、失格とすることがある。